

中間論点整理（抄）

平成13年12月12日

地方分権改革推進会議

II 事務事業の分野別の論点整理

1 社会保障

(5) 幼保一元問題について

現内閣の下で「待機児童ゼロ作戦」が進められている中にあって、従来から議論されてきた幼稚園と保育所の一元化問題（幼保一元）が新たな注目を浴びつつある。

これまでも、異なる目的・役割を有するそれぞれの制度の枠組みを前提としつつ、厚生労働省と文部科学省の間で緊密な協議が行われてきており、施設の共用化の指針策定や子育て支援事業の連携実施等が図られてきているが、いくつかの自治体ではより踏み込んだ形で幼稚園と保育所の一体的運営や施設自体の統合の試みが進められつつある。

幼稚園、保育所共にその運営は地方の自治事務であり、地方の裁量によって両者の一体的運営は既にある程度可能となっているところであるが、地域の実情に応じた合理的、効率的行政運営に向けて、国の定めている基準や指針の見直しを更に行い、総合行政化の観点からの検討を続けていくべきものと考えられる。

(7) 当面の対応策等

以上のような議論、論点を一層深めつつ、社会保障分野における事務事業の見直しについての調査審議を今後進めていくこととなるが、現時点までの審議の中で、当会議の趣旨を踏まえ、厚生労働省から別紙1のような具体的見直し案が表明されたことを高く評価するものである。いずれも実施に至るまでには、一層の検討や関係者からの意見も聴取した上で諸調整が必要であり、今後とも一層の取組みを期待するものである。

別紙1 社会保障分野における当面の対応策等

(1) 国等の関与の見直し

① 必置規制の見直し

○ 国が都道府県に設置を義務付けている審議会の全面的な見直し

都道府県に置かれている審議会の必置規制については、以下の原則の下で、全面的な見直しを行う。

ii) 同じく、都道府県に設置を義務付けているものであるが、個人の具体的権利義務に関わる処分を行う専門的で公正な第三者機関として設置が義務付けられているものについては、その機能を前提としつつ、設置の在り方につき、都道府県知事等の判断を尊重する方向で検討。具体的には、以下のものが対象となる。

- ・ 都道府県児童福祉審議会

○ 都道府県等に置かれる職員の必置規制の見直し

現在、都道府県等にその配置を義務付けている次のような職員に関し、その必置規制の在り方等について見直しを行う。

- ・ 母子相談員

② その他の国等の関与の撤廃

○ 公立の福祉施設の整備に対する国・都道府県の負担規定の見直し(補助規定化)

公立の福祉施設の整備に関して、これが地方の事務であることをより明確化するため、施設整備に対する国・都道府県の負担規定については、関係省庁と連携し、補助規定への変更について検討する。

○ 児童相談所、児童福祉施設又は職員の養成施設の用に供する建物の建築、買収又は改造に要する費用の負担に関する厚生労働大臣の同意を要する協議については、その政令上の定め方について、廃止も含め検討する。

(2) 権限の移譲(国から都道府県、あるいは都道府県から市町村への移譲)

○ 児童福祉サービスの提供体制などについて、現在都道府県や政令指定都市に置かれている児童相談所や児童福祉司の在り方を含め、子どもを取り巻く様々な環境の変化に対応し、社会保障審議会の議論を踏まえつつ今後検討する。